

## 半田市自治区貸出用自動車に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民が自主的に行う自治区活動を支援するため、市が所有・管理する公用自動車を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、貸出しを行う公用自動車（以下「貸出自動車」という。）とは、市が指定する軽貨物自動車をいう。

### (対象者)

第3条 貸出自動車を使用することができるものは、半田市内の自治組織（自治区）とし、公益的な活動を行うことを目的として、貸し出すものとする。

### (使用区域)

第4条 貸出自動車を利用できる区域は、原則、本市の区域内とする。

### (貸出期間)

第5条 貸出自動車の貸出日は年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。）を除く毎日とし、一回の貸出期間は最長2週間とする。

### (使用料等)

第6条 貸出自動車の使用料は、無料とする。

2 貸出自動車の利用者に対しては、燃料費相当額の負担を求めることができる。

### (使用の申請)

第7条 貸出自動車を利用しようとする自治区の代表者（以下「申請者」という。）は、自治区貸出用自動車使用許可申請書兼誓約書（様式第1。以下「申請書兼誓約書」という。）を利用日の1週間前までに市長に提出するものとする。

2 申請については、利用日の6か月前から可能とする。

3 申請日が重なった場合は、原則、利用日数の少ない自治区を優先とするが、市及び自治区間で調整するものとする。

### (使用の許可)

第8条 市長は、申請書兼誓約書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用の許可を決定するとともに、自治区貸出用自動車使用許可書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(使用の取消し等)

第9条 市長は、前条の規定により許可を受けた申請者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、貸出自動車の使用許可を取り消し、その返還を命ずるものとする。

(1) 貸出自動車が故障し、貸出しに支障が生じたとき。

(2) 申請書兼誓約書に虚偽の記載をしたとき。

(3) この要綱又は使用の際に付した条件に違反したとき。

(4) その他利用者が使用に際し、適当でないと認められる行為をしたとき。

(転貸等の禁止)

第10条 利用者は、貸出自動車を転貸し、又は、借り受けた目的以外に使用してはならない。

(貸出自動車の貸出し及び返却)

第11条 貸出自動車の貸出し及び返却は、市長が指定する場所とする。

2 市長は、貸出自動車を貸し出すときは、貸出自動車を運転する者（以下「運転者」という。）に運転免許証及び保険証書を提示させなければならない。

3 運転者は、貸出自動車の使用を終えたときは、備え付けられた運転日誌に必要事項を記入することとし、清掃を行い、速やかに返却しなければならない。

4 運転者は、貸出自動車に異常箇所があるときは、返却時に市長に報告しなければならない。

(事故の報告)

第12条 運転者は、貸出自動車により事故等を起こしたときは、直ちに自治区貸出用自動車事故等届出書（様式第3）により市長に届け出なければならない。

(利用者等の義務及び事故等の処置)

第13条 運転者は、貸出自動車を運転する際は、他車運転特約等の保険に自身で加入するものとする。なお、貸出自動車をき損又は亡失したときは、自身で加入する保険等を適用し、現状に復さなければならない。

2 利用者又は運転者は、事故等により第三者に損害を与えたとき、又は死傷者を生じたときは、自動車損害賠償責任保険及び自身で加入した任意保険の約款に基づき、補償協議をしなければならない。

3 利用者又は運転者は、交通事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上

の処置をするとともに、直ちに次に定める順位により事故処理をするものとする。

- (1) 負傷者の救急処置及び救急車の要請
  - (2) 事故現場の保存
  - (3) 所轄の警察署への通報及び市長への事故状況報告
  - (4) 事故相手方の連絡先等の確認
  - (5) 利用者又は運転者が自身で加入した保険会社への必要書類等の提出
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

自治区貸出用自動車使用許可申請書兼誓約書

半田市長 殿

半田市自治区貸出用自動車に関する要綱第7条に基づき、次のとおり貸出自動車の使用について申請いたします。

自治区名  
 代表者 住 所  
 氏 名 印  
 電話番号  
 運転者 氏 名 印  
 電話番号

使用車両	登録番号	
	車 両	
使用日時	年 月 日 ( ) 午前 ・ 午後 時 分から	
	年 月 日 ( ) 午前 ・ 午後 時 分まで	
使用の目的	(具体的に記入してください)	
使用場所		
運転者氏名		

誓 約 書

貸出自動車の使用にあたり、下記の内容について誓約いたします。

記

- (1) 使用期間中は、交通法令及び交通道德を遵守します。
- (2) 貸出自動車を運転する際は、他車運転特約等の保険に自身で加入します。
- (3) 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、法令及び半田市自治区貸出用自動車に関する要綱に従い処理いたします。
- (4) 使用車両に積載した荷物等の損害、破損、事故については、すべて代表者及び運転者の負担とします。

所管課記入欄	運転免許証の確認 <input type="checkbox"/> 保険証書の確認 <input type="checkbox"/>	備考欄	
--------	---	-----	--

自 治 区 貸 出 用 自 動 車 使 用 許 可 書

自治区名			
代表者住所			
代表者氏名			
使用車両	登録番号		
	車 両		
使用日時	年 月 日 ( )	午前 ・ 午後	時 分から
	年 月 日 ( )	午前 ・ 午後	時 分まで
使用の目的			
使用場所			
運転者氏名			
その他	<p>半田市自治区貸出用自動車については、次の条件で使用すること。</p> <p>(1) 使用期間中は、交通法令及び交通道德を遵守すること。</p> <p>(2) 貸出自動車を運転する際は、他車運転特約等の保険に自身で加入すること。</p> <p>(3) 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、法令及び半田市自治区貸出用自動車に関する要綱に従い処理すること。</p> <p>(4) 使用車両に積載した荷物等の損害、破損、事故については、すべて代表者及び運転者の負担とすること。</p>		

半田市自治区貸出用自動車に関する要綱第8条により貸出自動車の使用について、許可いたします。

年 月 日

半田市長

年 月 日

自治区貸出用自動車事故等届出書

自治区名

代表者住所

氏名

印

電話番号

半田市自治区貸出用自動車に関する要綱第12条の規定により届け出ます。

使用車両	登録番号及び車両			
事故等の状況	発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃	天候	
	発生場所			
	内 容	<input type="checkbox"/> 事故 (人身・物損) <input type="checkbox"/> き 損 <input type="checkbox"/> 亡 失		
運転者の状況	氏 名		生年月日 年齢及び 性別	年 月 日
	電 話			歳 男・女
	住 所			
事故等の原因及び状況	(具体的に記入)			
相手方の状況	ふりがな 氏 名		年 齢	歳
	住所及び 連絡先	電話 ( )		
	職 業 (勤務先等)			
	車両名及び 登録番号		自 賠 番 号	

(裏面に続く)

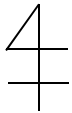


(裏)

損害状況	区分	人身について			物的損害について (損害部分・修理見積額等詳細に記入)
		死者	重傷者	軽傷者	
	相手方	人	人	人	
当方	人	人	人		

事故後の処置状況	

事故等現場見取図 (目印になるものを記入すること)

  
 自 車  
 相手車

道路の幅	平・勾配	直線・曲線	見通し	舗装状況	路面状況
約      メートル			良・否	有・無	良・否